主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人A弁護人金子文吉上告趣意について。

被告人に執行猶予を与えるか否かは、当該事件の一切の具体的事情を斟酌し、情状に因り決すべきものであつて、事実審である原審の自由裁量権に属する事柄である。そしてもとより法律上、刑の減免たる事由に関するものでない。従つて、執行猶予を与えなかつた場合において、その理由を説示しないからといつて何等の違法はないのである。論旨は、それ故上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。この判決は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官橋本乾三関与

昭和二三年四月八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官